

議員提出議案第 十二 号

国民の祝日「海の日」制定を求める意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣に意見書を提出する。

平成五年十二月二十四日提出

提出者	三朝町議会議員	岡嶋達雄
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	福田家和
賛成者	三朝町議会議員	角本 章
賛成者	三朝町議会議員	徳田 一彦
賛成者	三朝町議会議員	西村武津美

平成五年拾貳月拾四日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

国民の祝日「海の日」制定を求める意見書

我が国は、四面を海に囲まれた海洋国家である。

海は、我々日本人の食生活の多くを占める水産品の調達はもちろん、日常生活に欠くことのできない投資の大半を海上運輸によって確保し、貿易立国としての我が国を支えてきた。

また、海は海水浴や潮干狩りなど、国民の憩いの場として親しまれ、釣りやクルージングなどマリネジャーによる余暇活動の場として、新たな役割も期待されている。

このように、我が国と海との歴史的、文化的及び社会的かわりを考えた場合、国民が海の大切さを理解し、恩恵に感謝し、さらに国際化社会に向けて、これからの海の利用と安全及び環境保全について考えるためにも、海洋国家日本が世界に先がけて、「海の日」（七月二十日）を国民の祝日として制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成五年十二月二十四日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会